

M&A のトラブルにご注意を ～支援機関選びは慎重に～

株式会社レコフデータ調べによると、2024 年の M&A の成約件数は 4,700 件と過去最多を更新しました。また、M&A の支援を行う企業のことを中小企業庁では「M&A 支援登録機関」と定めて、「事業承継・M&A 補助金（専門家活用型）」において、M&A 支援機関の活用に係る費用補助については、あらかじめ M&A 支援機関に係る登録制度に登録された機関の提供する支援のみが補助対象、としています。この M&A 支援機関登録制度に登録している M&A 支援機関は 2025 年 1 月時点で 2,873 件となっています。M&A 成約件数の増加と M&A 支援機関の増加は M&A マーケットの拡大に寄与しているわけですが、拡大とともにトラブル事例も散見されるようになってきました。

■ 中小 M&A の周知・注意喚起について

中小企業庁は 2024 年 5 月に「昨今の中小 M&A 市場における動向を踏まえた周知・注意喚起について」という文書を公開しています。そこには、**M&A 業者のしつこい営業問題**と**M&A の悪質買手問題**について注意喚起をしています。目を通して見て下さい。

■ M&A 業者のしつこい営業問題

M&A 業者がひっきりなしに営業電話をかけてきたり、DM を送り付けてくる問題のことで、電話や DM の中で「あなたの会社は 3 億円で売れます」「あなたの会社を買いたい会社があります」などと謳い、興味を引かせて会社を売らせようとするものです。はっきりいえば、この手の業者がいう「あなたの会社は 3 億円で売れます」という謳い文句は、まったくの嘘です。中小企業庁はこうした問題を把握した後、中小 M&A ガイドラインを改定し、しつこい営業を禁止する措置をとりました。そのため、最近では少なくなっているようですが、経験をした事がある経営者の方は数多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

■ M&A の悪質買手問題

中小企業庁の HP に掲載されている事例をご紹介します。

【ケース 1】

クロージング後、個人保証が解除されなかった事例

クロージング後、売手経営者の個人保証について、売り手から買い手に何度依頼しても最終契約に基づいた移行がなされなかった。その上で、買い手が売り手の現預金等の資産を回収したが、必要な事業資金の送金がなされず、売り手は倒産。この結果、経営者保証が残っていた売り手経営者が債務を負うこととなり、個人破産に至ってしまった。

【ケース 2】

譲渡対価の分割払い、退職慰労金の後払いが「株式譲渡契約」の条件となっていたものの、履行されなかった事例

M&A の成立時点での譲渡対価は低額であったが、成立後一定期間後に相当程度の退職慰労金が支払われる契約を結んだ。しかし、契約に定める期日が訪れても退職慰労金が一方向に支払われない。

M&A マーケットの拡大に伴い、悪意を持った買い手も現れるようになったのだらうと推察します。そして悪質な買い手の出現だけに止まらず、M&A 支援機関の中にはこうした悪質買手と知りながら売り手に紹介をし続けて、M&A 支援を行いつづけていた業者もいたことがわかっています。

■ 中小 M&A の周知・注意喚起について

M&A トラブルに遭わないためにはどこに注意したら良いでしょうか。大切なことは「M&A 支援機関選び」から慎重にすることです。中小企業庁は「M&A 支援機関の選定・契約時に確認すべき事項」のリーフレットを紹介しています。参考にして下さい。特に M&A 支援機関と担当アドバイザーの経験値（成約件数等）はしっかり確認しておく事をお勧めします。弊社グループにおいて「M&A セカンドオピニオンサービス」の提供や専門弁護士もご紹介させて頂きます。M&A 実施や専門業者選定で不安な点があれば担当者にお声かけ頂ければ幸いです。

中小企業庁財務課 M&A 支援機関登録制度事務局 より 「昨今の中小 M&A 市場における動向を踏まえた周知・注意喚起について」



中小企業庁 HP より 「M&A に関するトラブルにご注意ください」



中小企業庁 HP より

「M&A 支援機関の選定・契約時に確認すべき事項」

